DIPS飛行許可承認申請の手引き ~提出前にセルフチェックを行いましょう~

国土交通省 航空局 東京航空局·大阪航空局 東京空港事務所·関西空港事務所



令和 4年 6月更新

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism



く目次>リンク貼り付け

- ・<u>はじめに</u>(※必ずご確認ください)
- ・ドローン情報基盤システム(飛行許可承認申請機能) <以下、DIPS>のご案内
- 基本情報の登録(無人機情報・操縦者情報・申請者情報)
- ・基本情報の登録における注意点
- (参考)包括申請のご案内
- ・(参考)申請方法のご案内
- ・(参考)空港等設置管理者及び空域管轄機関との調整
- DIPS申請について(申請書の作成)

DIPS申請における注意点(申請書作成)①~⑪

<直近の主な改正事項> R4.6月

①動作推奨環境の変更(IEサポート終了に伴い、Microsoft Edgeに変更) ②機体登録義務化に伴う変更(ドローン登録システムとの連携関連) ③申請提出先の注意事項を追加_DIPS申請における注意点⑤資料追加 ④機体選択時の注意事項を追加_DIPS申請における注意点⑥-1,2資料追加 ⑤第三者賠償責任保険加入欄_「無制限」CK箇所追加(注意点⑨資料更新)





◆~無人航空機を飛行させる前に~◆

本許可・承認申請は、《航空法》に関する飛行許可・承認申請です。 <u>その他の「各種法令」「条例」等の許可承認申請ではございません</u>のでご注意ください。

申請は飛行開始予定日の10開庁日前(土日祝日を除く)までに余裕をもって実施してください

飛行開始予定日の少なくとも10開庁日前までに、申請書類を提出してください。なお、申請に不備があった場合には、審査 に時間を要する場合もあるため、飛行開始予定日の10開庁日前からさらに、期間に相当の余裕をもって申請してください。

申請書を提出する前に記載内容を必ずご確認ください

「飛行日時」「飛行場所住所」「関係機関との調整」等必要事項が記載されているか、本申請手引きに沿って今一度ご確認の上申請いただきますようお願いいたします。

申請書に不備がある場合、審査に多くの時間を要し、飛行希望日までに許可が下りない可能性があります。 「<u>無人航空機(ドローン・ラジョン機等)の飛行のルール</u>」ホームページも合わせてご確認ください。

◆~航空法及び飛行マニュアル(航空局標準マニュアル)の遵守について~◆

申請にあたり、『航空局標準マニュアル』を使用する場合、記載内容を熟読願います。

(航空法等の改正に伴い、随時内容が更新されますので、「無人航空機の飛行のルール」ホームページにて最新のマニュ アル内容を確認するようにしてください)

◆~お問い合わせについて~◆

DIPSでの飛行許可・承認申請に係るお問い合わせについては《無人航空機ヘルプデスク》にお問い合わせください。

無人航空機ヘルプデスク:連絡先は「無人航空機の飛行のルール」ホームページ最下段をご確認ください。 また、上記ホームページ、DIPS Top画面「飛行申請ガイド」リンク先にてDIPS操作マニュアルを掲載していますので、 合わせてご活用ください。





申請者の皆様には平素より、「オンライン申請システム(DIPS)」のご案内をさせていただいております。 『オンライン申請』については、「郵送での申請」よりも比較的早く許可承認を受けることができますので、ご利用ください。 右記のURLをブラウザのアドレスバーに入力し、実行します。⇒「<u>https://www.dips.mlit.go.jp/portal/</u>」



◆企業・法人として申請される方 ⇒「企業・団体」を選択

※払い出されたIDアカウントを削除することは出来ません。

DIPS申請の流れ(STEP1~STEP10)









※操作方法等で不明な点がございましたら、操作マニュアルも合わせてご確認ください。



	DEPSS Dever / UNA Information Pattern System										
4	▲ 〉 飛行申請ガイド (ダウンロードファイル掲載)情報)										
飛 ^{ダウン}	行申請 ロードするファイ.) ドローン/ ドローン/翻	ガイド(ダウ) ルちよび資料を公開します。 清報基盤システム	ンロードファイル掲載情報) <u> 操作マニュアル</u> の恐行に関する許可・承認申録書を作成・提出するための操作マニュアルです。		- 						
	No.	区分	さイトル	添付ファイル	登録日						
	1	マニュアル	ドローン情報基盤システム操作マニュアル(日本語)	±	2021年5月27日						
	2	マニュアル	ドローン情報基盤システム操作マニュアル(英語)	÷	2021年5月27日						

~以下、よくある問い合わせについてご注意ください~

・住所は都道府県と市区町村以下を分けて入力して下さい。

住所が国外等の場合は、都道府県に「その他」を選択し、市区町村以下のテキストエリアにお住まいの住所を入力して下さい。

・パスワードは英字(A~Z·a~z)、数字(0~9)、記号(+-*/=.,:;`@!#
 \$%?|~^()[]{}_)を組み合わせたもので、<u>英字と数字は1文字以上を使用し、</u>
 8文字~12文字で作成してください。

・登録完了後に入力したメールアドレス宛に申請者IDと最終登録用のURLが記載 された電子メールが送信されます。

受信設定を行っている場合は、以下のメールアドレスからのメールを受信できるように設定してください。

information@dips.mlit.go.jp

申請者IDを使用するためには、メール内のURLにアクセスする必要があります。

基本情報の登録(無人機情報・操縦者情報・申請者情報) 🔮 国土交通省

 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	⊥ .	申請するにあたって、まずは所有され ている無人航空機及び無人航空機を 操縦される方(操縦者)の情報をシス テムへ登録する必要があります。
申請を行う機体情報、操縦者情報を登録します。申請書を作成する際には当 ①	iメニューで登録した情報が必要となりますので事前に登録してください。	 ① 無人航空機情報の登録・変更
申請書の作成を行います。新規に申請書を作成する場合は「申請書の作成」 覧」ボタンをそれぞれクリックしてください ・ 申請書の作成(新規) 。」 申請書の作成(変更)	ボタンを、既に作成済または作成途中の申請書の情報を確認する場合は「申請書一 Ⅲ 申請書一覧 ■ 申請書の作成 (更新)	② 操縦者情報の登録·変更
 申請書の作成(複製) 飛行実績・事故情報を報告する 		申請者の情報確認・変更 ※アカウント作成時の情報を確認することができます
飛行実績の報告を行います。また、飛行中に事故等があった場合は事故情報は「事故情報の報告」ボタンをそれぞれクリックしてください。 ▲ 飛行実績の報告(電子申請) ▲ 事故情報の報告(電子申請)	 ○の報告を行います。飛行実績の報告は「飛行実績の報告」ボタンを、事故情報の報告 ▲ 飛行実績の報告(電子申請以外) ▲ 事故情報の報告(電子申請以外) 	!~注意事項~! 上記登録情報は、申請書と常にリンクしているわけではありませんので、登録情報を変更した際には、申請書への再登録が必要です。
申請者情報を確認する 登録済の申請者情報の確認変更はこちら		※ <u>申請書に付与した無人航空機・操縦者情報を削除して再登録しないと変更情報が申請書に反映されません。</u> ※申請者情報を変更する場合は、申請書を新たに「複製」し再度ご提出いただく必要があります。
▶ 中語目間報の唯語・変更		-

基本情報の登録における注意点(無人機情報の登録)





基本情報の登録における注意点(無人機情報の登録)



★******* ●**** ● ● ● <th>DIPS Druw / Likit Inform Rations Realisms</th> <th></th> <th></th> <th></th>	DIPS Druw / Likit Inform Rations Realisms					
 第494項報道(基本項部) 第494項報道(第494可由) 第494項目(第494可由) 第494項目(第494可由) 第494可用) 第494項目(第494可由) 第494可用) 第494項目(第494可由) 第494項目(第494可由) 第494項目(第494可由) 第494項目(第494可用) 第494項目(第494) 第494可用) 第4940可用) <	メニューヘ	0+	<u>.</u> ∎1	筬体情報官埋/機体情報編集(基本情報) 画面		
11-20102200724801560 最新化」ボタンを押下 11-20102200724801560 国語6 11-20102200724801560 「日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本日本	機体情報管理 / 機体情報編集(基 機体に関する情報 (製造者名、機体名称、登録記号	本情報) ^{G, 所有者情報等)を正しく入力してください。} 「ドローン登録システム連携		 ◆<u>ドローン登録システムから連携した場合</u> <u>-1-1 機体情報</u> -1-2 所有者情報 の一部項目は 		
第886 第 第 8 第 8 1 1 1 <td>1-1. 66中の時報を入力してくたさい。</td> <td>最新化」ボタンを押下</td> <td>5/</td> <td></td>	1-1. 66中の時報を入力してくたさい。	最新化」ボタンを押下	5/			
● 登録記号は半角英数字12桁で入力してください。 試験飛行周出番号は半角英数字および15桁で入力してください。 試験飛行周出番号は半角英数字および15桁で入力してください。 試験飛行周出番号は半角英数字および15桁で入力してください。 試験飛行周出番号は半角英数字および15桁で入力してください。 1-2.6 株のび前詰にはしたりにくされい 10 歳をの前していたのいしてください。 1-2.6 株のび前詰にはしたりにくされい 10 歳をの目したいとされい 1-2.6 株のび前詰にはしたりにくされい 10 歳をの目したいとされい 1-2.6 株のび前詰にはしたりにくされい 10 歳をの目したい 1-2.6 株のび前詰にはしたりにくされい 10 歳をの目したい 1-2.6 株のび前詰にはしたりにくされい 10 歳をの目したい 1.7.7 たきの目的のです。 10 歳をの目したい 1.7.7 たきの目したい 10 歳をの目したい 1.7.7 たきの目的のです。 10 歳をの目したい 1.7.7 たきの目したい 10 歳をの目したい 1.7.7 たきの目的のです。 10 歳をの日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日日	製造者名	III				
期期の はいいいのののののののののののののののののののののののののののののののののの	機体名称	XXXX XXX		◆登録記号は半角英数字12桁で入力してください。		
	登録記号	JUxxxxxxxx		試験飛行届出番号は半角英数字および15桁で入力		
● 3 ● 0 ● 4 ● 4 ● 4 ● 4 ● 4 ● 4 ● 4 ● 5 </th <th>機体の種類</th> <th>○ 飛行機 ③ 回転調航空機 ○ 滑空機 ○ 飛行船</th> <th></th> <th>してください。</th>	機体の種類	○ 飛行機 ③ 回転調航空機 ○ 滑空機 ○ 飛行船		してください。		
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX	最大離陸重量	0.3 kg 最大離陸重量が不明な場合は、自量を記載してください。				
1-2: 個地の目影響になりにください。 「「「「「「「」」」」」」」」」」」」」」」」」」 「「」」」」 「「」」」」 「「」」」」 「」」」」 「」」」 「」」」」 「」」」」 「」」」」 「」」」」 「」」」」」 「」」」」」 「」」」」」 「」」」」 「」」」」 「」」」」 「」」」」 「」」」」 「」」」」 「」」」」 「」」」」 「」」」」 「」」」」 「」」」」 「」」」」 「」」」 「」」」 「」」」 「」」」 「」」」 「」」」 「」」」 「」」」 「」」」 「」」」 「」」」 「」」」 「」」 「」」」 「」」」 「」」」 「」」」 「」」」 「」」」 「」」」 「」」」 「」」」	製造番号等	123456789		「登録記号」または「試験飛行届出番号」のいずれか		
● 34. ● 424 - 134 ● 第大離陸重量の単位は「kg」です。 「g」ではありませんのでご注意ください。 例)「重量:300g」の機体の場合は「0.3」と記載 ● おく地域を開始 ● 1機体の「製造番号等」は原則1つとなります。 改造の有無等により、同一機体を複数登録が必要な 場合は、機体登録の複製から登録します。 ● 1機体の「製造番号等」は原則1つとなります。 改造の有無等により、同一機体を複数登録が必要な 場合は、機体登録の複製から登録します。 ● 1002 ● 1012	1-2. 機体の所有者情報を入力してください。					
新報館労 ○単本 ●単本 ●単本 ●● ●	申請者情報反映			◆最大離陸重量の単位は「kg」です。		
	所有者区分	○ 個人 ● 企業・団体		「g」ではありませんのでご注意ください。		
	氏名又は企業・団体名	東京航空局用申請者		例)「重量:300g」の機体の場合は「0.3」と記載		
●「 ●1機体の「製造番号等」は原則1つとなります。 改造の有無等により、同一機体を複数登録が必要な 場合は、機体登録の複製から登録します。 ・1がアドス ○2000000 ・1・ボッスシンシンシンシンシンシンシンシンシンシンシンシンシンシンシンシンシンシンシン	氏名又は企業・団体名(カナ)	トウキョウコウクウキョク				
	郵便番号(ハイフンなし)	0000000		◆1機体の「製造番号等」は原則1つとなります。		
北田田町 (ハイフンない) 030000000 メールアトレス ************************************	住所	東京都千代田区九段下1-1-15		改造の有無等により、同一機体を複数登録が必要な		
メールアドレス ************************************	電話番号(ハイフンなし)	030000000		場合は、機体登録の複製から登録します。		
 2. 時程度5か? (はい ●いいえ 5. 25点はしていますか? (はい ●いいえ (はい ●いいえ (2) 解析性能への影響はありますか? (はい ●いいえ (はい ●いいえ (1) 読んをしている響もありますか? (はい ●いいえ (はい ●いいえ (1) 読ん (1) 次、前か (1) 次、前か 	メールアドレス	xxxxxxxx@xxxxx.xxx				
 ○ はか ● いいえ ○ はか ● いいえ ○ はか ● いいえ (1) 改進している場合は、 改造の概要を設備してください。 ◆ 氏名について(防有者区分で「個人」を選択した場合) ※個人の氏名については身分証明書等に記載の内容 (必要に応じて、アルファベットを含む)どおりに登録し てください。 ◆ 所有者の郵便番号及び住所について ● 所有者の郵便番号及び住所について 郵便番号は空欄でも申請可能です。 住所は「都道府県」と「市区町村以下」を分けて入力 してください。 	2.自作機ですか?					
 3. 改造はしていますか? (1) 改造をしている場合は、改造の服業を転着してください。 (2) 解げ世能への影響はありますか? (3) 解けさせる方法への影響はありますか? (4) ③ いいえ (5) 解けでした (5) 解けでした (5) 解けていた (6) 所有者の郵便番号及び住所について (7) 郵便番号は空欄でも申請可能です。 住所は「都道府県」と「市区町村以下」を分けて入力してください。 	○はい ● いいえ			◆氏名について(所有者区分で「個人」を選択した場合)		
 (1) 改進をしている場合は、改進の概要を記載してください. (2) 飛行性能への影響はありますか? ○ はい ◎ いいえ (3) 飛行させる方法への影響はありますか? ○ はい ◎ いいえ (4) ● いいえ (1) 一般でも申請可能です。 住所は「都道府県」と「市区町村以下」を分けて入力してください。 	3. 改造はしていますか? ○ はい ○ いいえ			※個人の氏名については身分証明書等に記載の内容		
 (1) 改進をしている場合は、改進の観光を記載してくたさい。 (2) 飛行世能への影響はありますか? (3) 飛行させる方法への影響はありますか? (4) ① いいえ (3) 飛行させる方法への影響はありますか? (4) ② いいえ (5) 市区町村以下」を分けて入力してください。 				(必要に応じて、アルファベットを含む)どおりに登録し		
 (2) 飛行戦能への影響はありますか? ○ はい ⑥ いいえ (3) 飛行させる方法への影響はありますか? ○ はい ⑥ いいえ ● 所有者の郵便番号及び住所について 郵便番号は空欄でも申請可能です。 住所は「都道府県」と「市区町村以下」を分けて入力してください。 	(1) 改造をしている場合は、改造の概要を記載し	してください。		<u>てください。</u>		
 (2) 飛行戦能への影響はありますか? ○ はい ③ いいえ (3) 飛行させる方法への影響はありますか? ○ はい ④ いいえ ● いいえ ● たいえ (4) ● いいえ (5) たいろ 						
 ○ はい	(2)飛行性能への影響はありますか?			◆所有者の郵便番号及び住所について		
(3) 飛行させる方法への影響はありますか? ○ はい ◎ いいえ 主ヤンセル	○はい ⑧いいえ					
○はい ⑥ いいえ まマンセル (日所は「都追府県」と「市区町村以下」を分けて人力 してください。	(3) 飛行させる方法への影響はありますか?			郵便番号は空欄でも申請可能です。		
キャンセルしてくたさい。	O thi ● LILIZ			住所は「都追府県」と「市区町村以下」を分けて人力		
	キャンセル	次个	5	してくたさい。		

基本情報の登録における注意点(操縦者情報の登録)



א-בבא			1.		
操縦者情報管理 / 操縦	者情報編集(HP掲載団体技能認証あり)				
操縦者に関する情報(氏名、	住所)を入力して下さい。				◆『必須事項』を記載してください。
1. 操縦者の氏名、住所を2	く力してください。				
操縦者氏名 (必須)					* 探縦右住所は』 御道府県名』から止催に記載してく ださい、 郵便番号は不要です。
操縦者氏名カナ (<mark>必須)</mark>					
住所 (必須)					
2. 技能認証情報を入力して	てください。				
発行団体名 (必須)			~		◆航空局ホームページに掲載された日付以降に
講習団体名 (必須)			~	Γ	発行された技能認証のみ有効です。
機体の種類 (必須)	□ 飛行機 □ 回転翼航空機 □ 滑空機 □ 飛行船				
区分 (必須)	■ 基本 □ 夜間飛行 □ 目視外飛行 □ 物件投下 □ 区分	\$U			
技能認証番号 (必須)					
発行日 (必須)					
N	技能这群 証明書				
0					
1		課令	削除		
				-	◆『必須事項』を記載してください。
HP掲載団体	本の技能認証をお持ちで	ない方			提供来住式は『物学女児女』はここでに記書してく
					* " 保靴 石 仕 川 は 』 都 迫 府 県 石 』 から 止 唯 に 記 戦 し (く だ さ い 郵 価 番 号 け 不 更 で す
メニューへ					にてい。中区面方は小女です。
操縦者情報管理 / 操縦	縦者情報編集(HP掲載団体技能認証なし)			1	
操縦者に関する情報(氏名、	住所、基準への適合性等)を入力して下さい。				
なお、基準の内容は「基準P	内容」をクリックして確認して下さい。		※参考※		
1.操縦者の氏名、住所を	入力してください。	1	<u>ホームページに掲載されている講習団体から発</u>		
操縦者氏名 (必須)					<u>行された技能認証以外をお持ちの方は</u>
操縦者氏名カナ(必須)					<u>『技能認証無し』で登録してください。</u>
住所 (必須)					
					10

国土交通省

基本情報の登録における注意点(操縦者情報の登録)

■操縱者情報管理/操縱者情報編集画面

- 3.10時間以上の飛行経歴を有していますか? 基準内容 oはい oいいえ 4. 安全に飛行するために必要な知識を有していますか? 基準内容 O はい O いいえ 5. 安全に飛行するために必要な一般技量を有していますか? O はい O いいえ 基準内容 6. 安全に遠隔操作するために必要な一般技量を有していますか? ○ はい ○ いいえ ○ 遠隔操作は行わない 基準内容 7. 安全に自動操縦するために必要な一般技量を有していますか? ○ はい ○ いいえ ○ 自動操縦は行わない 8. これまでの飛行の実績について入力してください。 飛行機 回転單航空機 滑空機 飛行船 総飛行時間(時間) 0 0 0 0 0 0 0 0 夜間飛行時間(時間) 0 0 0 0 目視外飛行時間(時間) 物件投下経験(回) 0 0 0 0 マルチコフターは「回転翼航空機」に該当します 9. 飛行可能な機体を選択してください。 機体の選択 登録する操縦者が飛行可能な機体を、登録済みの機体から選択してください。 キャンセル 登録する
- ◆総飛行時間が10時間未満の方は、『業務飛行』等の 申請はできません。航空法上の許可承認が不要な場 所(屋内、河川敷等)にて、10時間以上の飛行訓練 を実施した後申請するか、《飛行訓練のための申請》 を実施してください。

国十交诵省

- ◆マルチコプター型ドローンの申請は『回転翼航空機』 の飛行実績欄に飛行経験時間を記載してください。
- ◆総飛行時間については、夜間飛行〇時間+目視外 飛行〇時間+通常飛行〇時間の『総合計時間数』を 記載してください。

『夜間飛行時間:1時間』、『目視外飛行時間:1時間』、 『通常飛行時間15時間』の場合、総飛行時間は「17 時間」です。

※「技能認証あり」にて登録された方は、システム上総 飛行時間は入力不要ですので、夜間飛行時間・目視 外飛行時間のみ記載してください。

◆操縦者毎に「飛行させることができる無人航空機」が 異なるDIPSの許可書は、システム上発行できません。 登録する操縦者が飛行可能な機体を、登録済みの機 体から選択してください。

◆飛行可能機体登録画面が表示されますので、機体 情報で登録した機体をリストから選択し「機体追加」ボ タンを押下してください。

基本情報の登録における注意点(申請者情報の管理)



◆例)「企業・団体」にてアカウント作成した際の管理画面

■申請者情報管理/申請者情報(企業·団体)編集画面

申請者情報管理 / 申	請者情報(企業・団体)編集		
申請者の情報を入力して下さい 本情報の一部は申請書に自動的 い。	い。 的に反映される他、登録した連絡先にメール、言	琵筝による連絡が行われる場合があります。また、秘密の質問と回答は忘れないように保管をして下さ	
申請者情報			
-X	ールアドレス (<u>必須)</u>	cab-emujin-daihyo@mlit.go.jp	
メールア	マドレス(確認用) (必須)	cab-emujin-daihyo@mlit.go.jp ※上記メールアドレスと同じアドレスを入力してください。	
û	と業・団体名 (必須)	株式会社00	・プルダウンにて <u>都道府県</u> を選択してください。
企業	業・団体名力ナ (必須)	カプシキガイシャマルマル	
4	代表者氏名(必須)	航空太郎	・テキストボックスには、
代表	表者氏名力ナ (必須)	<u>コウクウタロウ</u>	市区町村以下の住所を全て人力してください。
代表	長者所属・役職 (必須)	代表取締役	<u>※ 御退府県は一里金鋏どなりますので、人刀</u>
	郵便番号 (ハイフンなし)	0000000	
	住所	 東京都 ✓ 千代田区九段南1-1-15 ※都道府県を選択し、テキストボックスには市区町村以下の住所を入力してください。 	
	電話番号(ハイフンなし)	030000000	
	担当部署名	担当部署名	
担当連絡先 (必須)	担当者氏名	航空太郎	
	担当者氏名力ナ		* 深忌連給尤には、争议先生時などの案忌時
	緊急連絡先担当者氏名	航空次郎 ※非常時に連絡可能な担当者氏名を記入してください。	に <u>保護有受と運船かどれる携帯電話等の番</u> <u>号</u> を記載して下さい。
	緊急連絡先担当者氏名力ナ	コウクウジロウ	
	緊急連絡先携帯電話番号(ハイフンなし)	0900000000 ※非常時に連絡可能な連絡先を記入してください。	
,	バスワード (必須)	 ************************************	
i	秘密の質問 (必須)	初期パスワード ※秘密の質問を入力してください。	
秘密	密の質問回答 (必須)	c9b1yd8j ※秘密の質問の回答を入力してください。	



◆~包括申請について~◆

無人航空機の許可承認申請では飛行経路を特定せずに申請いただくことも可能です。(日本全国、〇〇県など) この場合、飛行期間は原則3ヶ月(1年間を最長)としてご提出ください。

(飛行例)・人又は家屋の密集した地域の上空における、目視外飛行及び30m未満での飛行・夜間飛行、目視外飛行、及び30m未満での飛行

ただし、以下 の飛行を実施する場合は、<u>飛行経路を特定しない申請はできません</u>のでご注意ください。 また、飛行経路を特定しない申請を実施する場合は『航空局標準マニュアル02』に記載された安全体制を設定する必要があります。

【飛行の経路を特定する必要がある飛行】

- ・空港等周辺における飛行
- ・地表または水面から150m以上の高さの空域における飛行
- ・人又は家屋の密集している地域の上空における夜間飛行
- ・夜間における目視外飛行
- ・補助者を配置しない目視外飛行
- ・趣味目的での飛行
- ・研究開発目的での飛行

【<u>飛行の経路及び日時を特定する必要がある飛行</u>】

- ・人又は家屋の密集している地域の上空で夜間における目視外飛行
- ・催し場所の上空における飛行

※申請方法で不明な点などございましたら、《無人航空機ヘルプデスク》にお問い合わせください。 無人航空機ヘルプデスク:「無人航空機の飛行のルール」ホームページ最下段をご確認ください。





◆~一括申請について~◆

申請が必要な飛行について、複数の事項の許可等が必要な場合は、一括して申請いただくことが可能です。

(飛行例)・人又は家屋の密集した地域の上空における、目視外飛行及び30m未満での飛行 ・夜間飛行、目視外飛行、及び30m未満での飛行

ただし、前ページ の飛行を実施する場合は、飛行経路を特定しない申請はできませんのでご注意ください。

◆~包括申請について~◆

申請が必要な飛行について、<u>同一の申請者が一定期間内に反復して飛行を行う場合であり、また継続的に飛行</u> <u>を行う場合</u>は、1年を限度として申請いただくことが可能です。 また、前ページ 【飛行の経路を特定する必要がある飛行】において、同一期間内に異なる複数の場所で <u>飛行を行う場合</u>は、纏めて申請いただくことが可能です。(地図は1申請につき、<u>5つ</u>まで作成が可能です)

(飛行例)・地表または水面から150m以上の高さの空域における飛行(神奈川県相模原市、神奈川県平塚市、etc)

◆~代行申請について~◆

申請が必要な飛行について、複数の申請者による飛行をとりまとめて行う場合の申請は、それらの飛行をとりまとめる者 を代表者とし、代行して申請いただくことが可能です。(事業者代表者、クラブ代表者等) また、飛行の委託を行っている者が受託者の飛行について行う場合の申請は、飛行の委託を行っている者に、代行して 申請いただくことが可能です。

<u>なお、申請に関する内容、飛行許可承認後の飛行の事実確認等、航空局からの問い合わせは代行申請者に対し行うこととしており</u> <u>ます</u>。(飛行の事実確認等において、担当者が代行申請者と異なる場合は、その旨明示してください。)

【空港等周辺及び150m以上の空域での飛行】

飛行の経路(詳細図) (国土地理院の地図をもとに作成) 馬 準原点 4 m354037N1394501E 354033N1394506E 「呂」少 11日間 飛行エリアを囲 354032N1394458EE んでください。 Ð 前碼 孠 Ð 354029N1394504E 雷 Ð 飛行の経路の詳細が分かる詳細図を添付してください。 飛行範囲の緯度経度(世界測地系で秒単位)が表示されます。

空港等周辺及び150m以上の空域を飛行する際には、空港 等設置管理者や空域を管轄する管制機関との調整が必要です <u>事前に調整を行い、管理者等に支障がないことを確認した上で</u> <u>飛行申請を行ってください</u>。

<u>(※管理者等の了解を得た場合や事前の飛行調整を行っただ</u> けでは、航空法上の飛行許可を受けたことにはなりませんので ご注意ください。)

※無人航空機の飛行予定エリアについて関係機関に照会が行われた場合、所要の調整に時間を要することについて予めご 留意ください。

なお、飛行申請手続きに際し、<u>空港等設置管理者や空域を管</u> <u>轄する管制機関から支障がない旨の回答を得られていない空</u> <u>域、飛行高度での申請は認められません。</u>

また管理者等との事前調整後、空域、飛行高度の内容を変更 する場合は、改めて管理者等に支障がないことを確認した上で 飛行空域を管轄する空港事務所に申請を行ってください。

※空港等設置管理者及び空域を管轄する管制機関の調整方法・連絡先は以下サイトにてご確認ください。 空港等設置管理者・空域を管轄する機関の連絡先について

※【空港等の周辺の空域に該当するかは、以下サイトにてご確認ください。 国土地理院 地理院地図「空港等の周辺の空域(航空局)」

空港等設置管理者及び空域管轄機関との調整②

 国土交通省

◆空港等周辺で飛行する際の調整先



Try C PH3 5 (S BURNING)	野整機関名 調整結果	OO航空交通管制部 高度OOmまでの飛行について、令和O年O月O日に了解を得ている。	※調整結果は100文字以内で入力してください。 調整先が複数ある場合や調整結果が100文字以上にな る場合は、申請書4/4「その他特記事項」に記載。
穴域た色种する眼を地明	調整結果	高度00mまでの飛行について、下記の条件を遵守することを条件に、 (条件)飛行開始前に00管理事務所に連絡を行い、離着陸する航空機	令和〇年〇月〇日に了解を得ている。 が無いことを確認する。
14	聯整機開名	00管理事務所	
空港設置管理者等			

空港等設置管理者及び空域管轄機関との調整③

◆150m以上の空域で飛行する際の調整先

地上等から150m以上の高さの空域を管轄する管制機関の連絡先

空港等の周辺以外であって地上等から150m以上の高さの空坂で無人航空機の飛行を予定する場合は、まずは民間訓練試験空球(訓練空域)のエリア内かどうかの確認をお願いはす。エリア内の場合は、以下の管制機関に調整なお願いはます。

なお、無人航空機の飛行予定エリアと航空交通管制区等との関係について管制機関に照会が行われた場合、所要の調整に時間を要することについて予めご留意下さい。 ◆「地上等から150m以上の高さの空域を管轄する管制機関の連絡 先」を参照に調整を行ってください。 ○ 全国(PDF形式:6MB) ○ 北海道(PDF形式:2MB) ○ 東北(PDF形式:2MB) ○ 関東(PDF形式:1MB) ○ 中部(PDF形式:3MB) ○ <u>近畿</u>(PDF形式:1MB) ○ <u>中国</u>(PDF形式:1MB) ○ <u>四国</u>(PDF形式:1MB) ○ <u>九州</u>(PDF形式:2MB) ○ <u>沖縄</u>(PDF形式:03MB) ◆民間試験訓練空域のエリア内 事前調整にあたっては、こちらをご確認ください。 ◆訓練空域及び進入管制区のエリア外 ○航空交通管理センター・航空交通管制部からのお知らせ 「航空交通管理センター・航空交通管制部への事前照会方法」 <航空交通管理センター・航空交通管制部への事前照会方法> こちらを参照に事前調整メールを送付してください。 飛行させる空域を管轄する機関を必ず事前にご確認いただき、該当する機関宛てにメ ールにて事前調整を行ってください。 事前調整メール内容例 ○○管制部 無人航空機照会窓口 宛 ◆進入管制区のエリア内 航空局所管エリア:各空港事務所へ 以下の内容で事前調整よろしくお願いします。 防衛省所管エリア:各自衛隊基地へ [1]名前、電話番号 [2]DIPS の MAP を添付しております。(MAP を添付) [3]飛行させる空域での最高海抜高度は〇〇〇メートルです。 それぞれ電話で事前調整を行ってください。

※ご注意ください※

各飛行方法の承認等を既に取得したとしても、高高度での飛行と同時に行う場合は、「場所を特定した申請」として新たに許可承認を得る必要があります。ご自身が提出した飛行内容を十分にご確認ください。

例)包括申請(高度150m未満)で目視外飛行の承認は取得済みだが、高度200mで目視外飛行を行いたい。

- ・高度200mでの飛行の許可を空港事務所に申請
- ・目視外飛行(高度200m)の承認を「場所を特定して」<u>地方航空局</u>に申請

DIPS申請について(申請書の作成)





DIPS申請における注意点(申請書作成)①



א-ב-א			L		■申請書作成(1/4)飛行概要入力画面
申請書情報管理 / 申請書作	作成(1/4)飛行概要入力			~	
飛行の概要(飛行の目的、理由、	期間等)を正しく入力して下さい。				◆実際に行う『飛行目的』のみチェックを入れてください。
1.飛行の目的はなんですか? (複)	数選択可)				
					◆『(1)業務』と『(2)業務以外』について、両方の飛行る
(1) 業務					行う場合は別々の申請書を作成し申請してください。
□ 空撮	□ 報道取材		□ 農林水産業		
□ 測量	□ 環境調査	□ 設備メンテナンス	ロ インフラ点検・保守		※『(1)業務』と『(2)業務以外』を1つの申請書で申請
□ 資材管理	□ 輸送・宅配	□ 自然観測	□ 事故・災害対応等		ることはできません。
□ その他 (選択した場合は、下	記に飛行の目的を入力して下さい。)				
					※「飛行訓練のための申請」を実施する場合は、
					《その他》にチェックを入れ、『飛行訓練のため』と記述
(2) 業務以外					
口趣味					§ 「飛行訓練のための申請」は、業務:「空撮」や「趣味」
 □ その他(選択した場合は、下 	記に飛行の目的を入力して下さい。)			Ν	等と同時に甲請することはできません。
					飛行目的が『飛行訓練』のみの申請書を作成する必
					要があります。
2.飛行許可が必要な理由を次からう	選択してください。(複数選択可)				
					▲『恐行理由』については《恐行日的と同じ》た選切して
(1) 禁止されている次の空域を	飛行するため				▼1飛11年田訓こついては\濡11日的と回し//を送伏して ださい
 ①人・家屋の密集地域の上空 	l.	飛行理由		1 L	/2000
		飛行理由を選択して下さい。	~		
					◆「150m以上の高さの空域」及び「空港周辺」の申請を
			1		する場合は、飛行範囲を管轄する空港事務所へ申請か
□ ②地表・水面から150m以上	の高さの空域	飛行理由		W	必要です。
		飛行理由を選択して下さい。	~	ſI -	
		飛行理由			◆1150m以上の局さの空域」及び「空港周辺」の申請を
□③空港周辺	空港周辺とは?	飛行理由を選択して下さい。	*		する場合は、地表高度・海抜高度を記載してください。
空港等名称					
			/e	J /	※『海抜高度=地表等からの高度 + 地盤高』です。
2. (1) で②または③を選択して	いる、若しくは3.(2)で②を選択してい	る場合は、飛行する最大高度を入力して	てください。		150m以上の高さの空域」及び「空港周辺」の申請を
地夷驾高度		m			した場合、飛行高度は《150m未満》に固定されます。
2042、17日1日				- L	
冲 拔		m			

DIPS申請における注意点(申請書作成)2



3. (1) で②または③を選択している場合は、関係機関との调整結果を入力して	ください。		申請書作成(1/4)飛行概要入力画面		
空港設置管理者等					
調整機関名			♦「150m以上の高さの空域」の申請をする場合		
調整結果	<i>li</i>		《空域を管轄する関係機関》欄を記載してください。		
空域を管轄する関係機関					
調整機関名			●「空港周辺」の申請をする場合		
调整結果	ĥ	Į	《空域を管轄する関係機関》及び《空港設置管理者等》欄を 記載してください。		
(2) 禁止されている次の方法で飛行するため			▲ ト記2つ(150m): ト・空港田辺)の由語を たい提会		
□ ①人・物件から30m未満の距離	飛行理由		▼エル2つ(10000以上・王尼内辺)の中明をしない場合		
	飛行理由を選択して下さい。 🗸		ヨ欄には凹も記入しないでください。		
 ②催し物上空の飛行 	》 於行理由	Г			
	※行連由を密訳して下さい ▼	•	♦①「30m未満の距離」、③「夜間の飛行」、④「目視外での飛		
	WITERSENCCLOU.	1	行」について、申請される場合の【飛行理由】は、《飛行目的と同		
	10	/Ιι	こ》を選択してください。		
	催し名称				
	主催者等名		●夜間操縦訓練、目視外操縦訓練のための申請を実施する場		
		4	合は、③・④については《操縦訓練のため》を選択してください。		
	调整结果	1.			
	<i>h</i>		※飛行理由《操縦訓練のため》を選択する場合け		
 ③夜間の飛行 	飛行理由		「恐行訓練のため」の由語に限定されます		
	飛行理由を選択して下さい。 ❤		「パー」」「「「「「「い」」」」」」「「「「「「「」」」」」「「「」」」」」」」」」		
□ ④目損外での飛行	2) A	7	飛行訓練の/2のの飛行甲胡は、未物飛行甲胡・樫啄飛行甲胡 変と日時に由注はぶキナルノのズブ注音/ポキい		
			守と问時に甲崩はでさませんのでこ注息へにさい。		
	MINERROCTCV.				
	10		●⑥「物件投下」を選択した場合は、飛行埋田は、「その他」を選		
□ ⑤危険物の輸送	飛行理由	Ŧ	Rし、何の日的で何を投下するのか具体的に記載してください。		
	飛行理由を選択して下さい。 🗸				
		•	◆農薬散布作業を実施する場合は、⑤「危険物の輸送」・⑥「物		
□ ⑥物件投下	飛行理由	Í	件投下」の申請が必要です。		
	飛行理由を選択して下さい。 ✔				
			農薬散布作業を実施する場合の「危険物の輸送」「物件投下」		
		6	の飛行理由は《農薬散布のため》を選択してください。		

DIPS申請における注意点(申請書作成)③

		■申請書作成(1/4)飛行概要入力画面
3.年間を通じて飛行しますか?		◆開始日が申請日より過去の日付になっていないかよくご確認く
 		▼ <u> </u>
(1)飛行する期間および時間を入力してください。		
		※飛行開始日は相当の余裕をもって設定してください。 ※『恐行開始予定日の小なくとも 40問定日前(ナ日初日を除く)』
催し場所上空の飛行の場合は具体的な飛行時間(例:O月O日O時からO時まで)を記載してください。		※1派11 開始「アビロの少なくとも10開」」日前(エロ抗ロを除く)』 までに申請の提出をお願いしております。
4.飛行する場所はどこですか?		
● 特定の場所・経路で飛行しない ○ 特定の場所・経路で飛行する		(<u>飛行開始予定日の10開」日則までに『小傭寺かない状態</u> の申請書』の提出が必要です。
キャンセル 中断 次へ進む		申請書に修正点がありますと、審査作業に相応の時間がか
		かるおそれがあり、ご希望の飛行開始予定日までに許可が
		のりない可能性がめりますのでこ面息へたでい。)
		※飛行開始日が過去の日付になってしまっている申請が
		<u>多々見受けられますので、飛行開始日設定の際はご注意くだ</u>
		◆天候不良等により飛行日時が変化する場合には、飛行の延
		期等も考慮した期間で甲請書を作成してください。 たち、由書可能な期間は、1年間が限度となります
		~~05、〒明 -7116/6 ~1 〒10 /2722~4767。
	M	
		●催し場所上空の飛行の場合は具体的な飛行時間を記入してく
		<u>titon</u>
		※大棚は /皮」 損武しのの恐に由注》を中位ナて損入には中
		※本欄は、《催し場所工生の飛行中請》を美施する場合に使用 する欄です。
		《催し場所上空の飛行申請》を実施しない場合は、当欄には何
		も記載しないでください。

 \bigcirc

国土交通省

DIPS申請における注意点(申請書作成)④



経路を特定しない申請	■申請書作成(2/4)飛行詳細入力画面		
申請書情報管理 / 申請書作成(2/4)飛行詳細入力 飛行の詳細(飛行の範囲、場所等)を正しく入力して下さい。 飛行を予定している経路に応じその飛行範囲を地図上に記載して下さい。 ※詳しい操作方法はこちら	◆「その他」を選択した場合の飛行範囲は、『都道府県名』 から記載してください。 《例:●●県〇〇市》		
4. (1) 飛行が増定される範囲はどこですか? ● 日本全国 ● 都道府県 ● その他 都道府県を選択した場合は、該当する都道府県を選択してください。 (地方預空屋宛に申請をする場合、選択した都道府県の管轄局を申請先として選択してください。) 東京航空局管轄 北海道 ● 青森県 ● 岩手県 ● 宮城県 ● 秋田県 ● 山形県 ● 福島県 ● 茨城県 ● 栃木県 ● 群馬県 ・ 地布道 ● 青森県 ● 岩手県 ● 宮城県 ● 秋田県 ● 山松県 ● 福島県 ● 茨城県 ● 栃木県 ● 群馬県 ● 埼玉県 ● 千葉県 ● 東京都 ● 神奈川県 ● 新潟県 ● 山殿県 ● 長野県 ● 静岡県	 ≪(「主攻」・「下近」等の用品は必要とといえどの) ◆《特定の場所や条件でのみ飛行させる場合》欄については、基本的に何も記載する必要はございません。 ※この欄は飛行場所に特定の条件を付する際に記載する欄です。飛行の際の安全体制を記載する欄ではございません。 		
大阪府空房管轄	 ◆飛行の経路(飛行の場所)の住所は、<u>すべての飛行範囲</u> <u>について 具体的に記載してください</u>。 (「丁目、字又は番地」まで) ◆飛行の経路(飛行の場所)欄には、<u>『住所のみ』を記載してください</u>。 べださい。 ※「郵便番号」「施設名」「公園名」等の記載は必要ありません。 		
小工 山口 ご いう べこ いう べこ いっこ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 ◆【参照】をクリックすることで、作図画面に移行します。 「飛行範囲」「補助者の配置」等について、詳細に作図してください。 (作成方法は別途「操作マニュアル」をご確認ください) ◆作図画面において「登録する」ボタンをクリックした時点で表示されている内容が、そのまま画像として保存され、 申請に添付されます。 必ず描画した飛行範囲等が全て画面上に表示されている ことを確認した上で登録してください。 ※システムに『画像』として保存されるため、適切な縮尺 (飛行範囲の詳細がわかる縮尺)にて登録してください。 		
	22		

DIPS申請における注意点(申請書作成)5



^-ב <u>×</u>									0- 1 -		■申請書作成(2/4)飛行詳細入力画面
申請書情報管	。 理 / 申請書	髻作成(2	/4)飛行詩	細入力						- 1	
飛行の詳細 (飛) 飛行を予定して	行の範囲、場所等) いる経路に応じそ(を正しく入力し の飛行範囲を地図	って下さい。 3上に記載して下さ	:61.							◆申請書の提出先は以下を参考にしてください。
※詳しい操作方	法はこちら										・空港等の周辺又は地上等から150m以上の高さの空域
4. (1) 飛行が	想定される範囲は、	どこですか?									における飛行の許可申請
	○ 都道府県名	○ その他									ほ <u>東京空港事務所</u> もしくは <u> 関四空港事務所</u>
都道府県を選択 (地方航空局宛 また、両局の	?した場合は、該当 ?に申請をする場合)管轄に跨る場合は	する都道府県をi 、選択した都道/ 、申請者の住所?	瞿択してください。 狩県の管轄局を申請 を管轄する地方航≤	特先として選択し 2局を申請先とし	てください。 て選択してくださ	:61。)					・上記以外の許可・承認申請
東京航空局管轄											「 <u>東京航空向</u> もしいは <u>入阪航空向</u>
 北海道 埼玉県 	□ 青森県 □ 千葉県	 □ 岩手県 □ 東京都 	 宮城県 神奈川県 	 秋田県 新潟県 	 山形県 山梨県 	 □ 福島県 □ 長野県 	 茨城県 静岡県 	── 栃木県	□ 群馬県		◆4.(1)飛行が想定される範囲はどこですか?」で都道府
大阪航空局管轄											県を選択し、地万航空局死に申請をする場合、選択した
□ 富山県	□ 石川県	□ 福井県	□ 岐阜県	□ 愛知県	□ 三重県	□ 滋賀県	京都府	□ 大阪府	□ 兵庫県		御旭府県の官轄向を中請尤として迭代してくたさい。
 奈良県 高知県 	□ 和歌山県 □ 福岡県	 鳥取県 佐賀県 	 島根県 長崎県 	 岡山県 熊本県 	 広島県 大分県 	 山口県 宮崎県 	 徳島県 鹿児島県 	● 香川県 ● 沖縄県	□ 愛媛県		また、選択した都道府県が両局の管轄に跨る場合は、由
この他を選択し	,た坦今は下記期に	「「新田を記載」									請者の住所を管轄する地方航空局を申請先として選択し
-CONB-2.483/CO		/161] #0#31 (2, 80 #30)	0000					/			てください。
 特定の場所 	や条件でのみ飛行	させる場合で、4	身に審査者へ伝える	5必要がある場合	に限り、チェック	パックスにチェッ	ックを入れ、その場	易所や多件を記載	して下さい。		なお、空港事務所宛てに申請をする場合は、飛行する場 所を管轄する空港事務所毎に申請を行ってください。
この欄は飛行	場所に特定の条件を	E付する際に記載	する欄です。飛行	の際の安全体制な	を記載する必要はる	ありません。	/		ĥ		
5.申請先はどこ	こですか?									ור	!~注意事項~!
○ 東京航空局	→ ○ 大阪航空局	○ 空港事務	所 🕜 国土交通	省(本省)					由諸失		
空港事務所を	選択した場合は、	プルダウンメニュ	1ーより空港事務所	fを選択して下さ	61 . v				THEY		◆空港向辺空域で役间旅行を行う場合、15000以上の高さの空域で日相外飛行を行う場合などは、同一の由語書を
キャンセル				中断					次へ進む		空港事務所と地方航空局のどちらにも申請する必要があ
											ります。 この現み、一十の中誌書た佐式」た後に、中誌書佐制機
											ての場合、一力の中調音でIF成した後に、中調音機殺機 能を庙田して 作成落みの由語書の提出失を変更し そ
											れぞれに提出をしてください。

23

DIPS申請における注意点(申請書作成)⑥-1



国十交诵省

DIPS申請における注意点(申請書作成)⑥-2



◆飛行形態に応じた追加基準について 🔥 DI25 ホームページ掲載無人航空機を選択していて改造していない場合は、追加基準の入力や 写真の添付が不要となる場合があります。申請する機体の飛行形態の区分情報はホーム メニューヘ ページ掲載無人航空機一覧画面で確認することができます。 機体情報管理 / ホームページ掲載無人航空機一覧 なお、ドローン登録システムから連携した機体はホームページ掲載無人航空機であるか否 か、自動判別されます。 ホームページ掲載舞人航空橋の中から、登録する機体を選択して下さい。 製造者名 3D Robotics Inc. ¥ 検索 每人航空楼名称 最大知险重 製造者名 C C1 D E E1 F E1 G No. 每人航空港名称 B 61 А (log) Ο 1.95選択 1 3D Robotics Inc. Solo << < >>> 屋る 航空間が確認した飛行形態の区分 A:基本的捆绑及订性能 B:進入表面等の上空又は地表若しくは水面から150mの高さの空域における飛行のための基準 C:人又は家屋の密集している地域の上空における指行、地上又は水上の人又は物件との間に所定の距離を保てない很行、多数の者が集合する値し場所の上空における飛行のための 基準(第三者の上空で無人航空機を飛行させない場合) C1:「C」と同じ。ただし、プロペラガードを装備した場合に取る。 D: 夜間のための基準 E:日視外飛行(補助者有り)のための基準 E1:「E1と同じ。ただし、知途国土交通省が示すメーカー指定の日戦機増システム及び報外の様子を監視できるカメラを装備した場合に用る。 「国土交通省が示すメーカー指定の日動接線システム及び積外の様子を監察できるカメラ」はごちら(申請書類の一部を省略することができる係人能空積) F: 危険物の輸送を行うための基準 FL:「F」と同じ、ただし、メーカーの指定するものを輸送する場合に狙る。 G:物件投下を行うための基準 G1:「G」と同じ。ただし、メーカーの指定するものを投下する場合に限る。

DIPS申請における注意点(申請書作成)⑦



א-בבא			۲.		■申請書作成(3/4)機体・操縦者選択画面
申請書情報管理 / 申請書作成	(3/4)機体・操縦者選択				▲恐行怒験が10時間に満たたい撮縦者がいる場合け 太
飛行させる機体、操縦者およびマニュア	フレレに関する情報を正しく入力して下さい。				欄に『代替的な安全対策』を記載いただく必要があります。
6.機体を入力してください。					※恐行怒験が10時間以上なる操縦者のみの由詰の提会け
機体選択					本欄は何も記載しないでください。(本欄を記載しないと先に
7.操縦者を入力してください。				И	進めない等不具合が発生する場合は、スペースを入力して ください)
操縦者選択					
操縦者情報一覧・選択 登録した操縦者のうち申請の対象となる る情報を入力して下さい。 操縦者を登録していない場合は前画面の を行って下さい。	6操縦者を避択して下さい。また、避択した数 D「中断」ボタンをクリックして申請書の作成	縦者に基準に適合していない操縦者を含む場合 を中断し、メニュー画面の「操縦者情報の登録	は、代替的な安全対策をに関す ・変更」から操縦者病報の登録		◆夜間飛行、目視外飛行、物件投下の経験が無い場合は、 いずれかに☑チェックを入れる必要があります。 <u>(複数選択</u> <u>はできません)</u>
全選択		▼操縦者追加			<u>・「業務」での飛行申請の場合</u> 「飛行マニュアルに基づいた訓練を屋内又は訓練 のために許可等を受けた場所にて実施した後に業
No. 1 東京 二郎	操縦者名	機体情報 PHANTOM 4 PRO	削除		務のための飛行を行う。」にチェックしてください。
基準に適合していない項目がある場合	には、下記に代替的な安全対策等を記載。		< 1 > >>		<u>・「飛行訓練」での申請の場合</u> 「訓練のための申請であり、無人航空機を飛行さ せる者又はその関係者の管理下にあって第三者 が立ち入らないよう措置された場所において行うも
訓練等の飛行がやむを得ない場合であ	って、10時間飛行経歴や能力を有していない	厚合			のである。」にチェックしてください。
飛行形態(夜間飛行、目視外飛行、物	件投下)に応じた実績がない場合			Ζ	<u>・ 果物外」、 趣味」 Cの 中請の場合</u> 夜間飛行、目視外飛行、物件投下の経験が無い
 □ 飛行マニユアルに基づいた訓練を見 □ 訓練のための飛行であり、無人航さ 	^{室内} 又は柳緑のにめに許可寺を受けた場所にて 空機を飛行させる者又はその関係者の管理下(、天爬しに夜に業務のための飛行を行う。 こあって第三者が立ち入らないよう措置された場	1	方は申請はできません。	
□ その他(航空機の航行の安全並び)	こ地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれ	1ることがない代替的な安全対策を具体的に記載 -	ນ 		座内にし、飛行夫頼を侍しから中請ししくたさい。
			11		

DIPS申請における注意点(申請書作成)⑧



国土交通省

DIPS申請における注意点(申請書作成)9



^-ב־צ			<u>ل</u> ر.	 ■申請書作成(4/4)その他詳細等入力画面		
申請書情報管理	理 / 申請書作成(4/4)そ	の他詳細等入力				
その他詳細情報(加入保険情報、緊急連絡先等)に関する情報を正しく入力して下さい。				◆新たに「無制限」のチェックボックスを設けました。		
9.第三者賠償責任保険に加入している場合は入力してください。				保証金額(対人)または保証金額(対物)が無制限の場		
保険会社名				合、「無制限」にナェックを入れてくたさい。		
商品名				◆複数の保険に加入している場合 次のとおり入力して		
補償金額	(対人) (対物)	円 円		 ◆ 後数の 休険に加入 じている場合、 (のとおう) (1) じている (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)		
10.緊急連絡先を確認してください。				•「商品名」:商品名を列挙		
紧急速絡先				・「保証金額」:対人、対物ともに最も高い金額を記載		
電話番号	0901234567	8				
 〇 電子許可書 	 〇紙の許可書 ※「細 	の許可書」を選択した場合は提出先への返信用封筒の郵送が必	必要です。	◆緊急連絡先には、事故発生時などの緊急時に操縦者 と連絡がとれる『携帯電話』の番号を記載して下さい。		
以上で申請書のフ	入力は全て終了しました。次面面で入力	内容を確認してください。				
その他、特記事項	頃があれば、以下の項目に入力するか、	ファイルを添付してください。				
その他特記事項				◆《その他特記事項》欄には <u>必要に応じて</u> 以下の内容を		
				記載してください。		
添付ファイルの追加(最大5ファイル)				9 官特空港争務所との調金について 地士民への由語に加えて、空港車教託への由語主公再		
N	資料名	添付ファイル		となる場合は、「管轄空港事務所の許可を得てから飛行		
0				する」旨の記載		
1			参照 削除			
				※本欄は自由記述欄ではございません。不必要な文		
2			「「「「」」「「」」「「」」「「」」「「」」「「」」「」」「」」「」」「」」「	<u>か登録されている場合、修正の対象になりますので、</u> ご注音ノゼセン		
,			参照 御除	<u>に注思いにでい。</u>		
5			Se hu			
4			参照 削除	◆申請書作成時に添付出来なかったファイルや追加ファ イル等があれば添付してください		
			472	(1ファイルの添付可能サイズは2MBです。)		
5			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
				/ 1/		

DIPS申請における注意点(申請書作成)10



÷	DEPS Deer FARS Information Finlans	■申請内容確認画面
メニ 申請 入力 また	□ ユーヘ ■情報管理 / 申請書内容確認 内容を基に作成された以下の申請様式、別添資料等を選択して内容を確認して下さい。 、申請書を保存・印刷する場合は、様式等を選択してブラウザから保存・印刷を行って下さい。	以上で、登録作業は終了です。 入力内容を基に作成された添付の申請様 式、別添資料をそれぞれ選択し、登録内 容に不備がないか確認してください。
No 1 2 3	申請書 様式1 無人航空機の飛行に関する許可・承認申請書 様式2 無人航空機の機能・性能に関する基準適合確認書 様式3 無人航空機を飛行させる者に関する飛行経歴・知識・能力確認書	◆全ての項目について、記載漏れ、記載ミスが無いかどうか確認してから申請してく ださい。 (各項目をクリックすることで、作成された 中請書の中島を確認することができます。)
No	別添資料 1 取行経路	申請書の中身を確認することかでざます。) ・飛行期間に誤りはありませんか?
2 3 4 5	別添資料2 無人航空機の製造者、名称、重量等 別添資料3 無人航空機の運用限界等 別添資料4 無人航空機の追加基準への適合性 別添資料5 無人航空機を飛行させる者一覧	・住所、氏名に誤りはありませんか? 住所は都道府県を含む全ての住所が 登録されていますか?
6 7 8	別添資料6 無人航空機を飛行させる者の追加基準への適合性 別添資料7 航空局標準マニュアル 別添資料8 最大離陸重量25kg以上の無人航空機の機能・性能に関する基準適合確認書	 ・操縦者情報に登録した無人航空機を 全て選択していますか?
申請	書の内容は間違いありませんか キャンセル ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・操縦者の飛行経験時間は正しく記載 されていますか?

◆ドローン登録システムに登録記号が存在しない(抹消等)機体が選択されている場合、エラーメッセージが表示されます。
申請提出後、当局審査官にて到着順に審査いたしますので、審査部局からのメール連絡をお待ちください。